

【決定事項】

1. 令和9年度予算編成方針(案)について

財政部
(財政課)

資料頁
P. 2

【報告事項】

1. 令和8年度指定事務事業問題点・対応報告書について

企画総務部
(企画政策課)

資料頁
P. 14

2. 令和8年8月17日庁議後の新型インフルエンザ等発生時の業務継続計画の変更点について

企画総務部
(行政管理課)

P. 17

3. 我孫子市財務規則の一部改正について

財政部
(資産管理課)

P. 20

4. 我孫子市農業者向け物価高騰対策緊急支援金交付要綱の制定について

環境経済部
(農政課)

P. 24

5. 令和9年度下水道事業会計予算編成方針について

建設部
(下水道課)

P. 31

6. 令和9年度水道事業会計予算編成方針について

水道局
(経営課)

P. 35

【その他事項】

1. 我孫子市カスタマーハラスメント対策基本方針及び我孫子市求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策基本方針の策定について

企画総務部
(人事課)

資料頁
—

令和9年度予算編成方針（案）

1. 令和9年度予算の収支見通しについて

現時点で算出した「令和9年度経常的経費の収支見通し」における、経常収支及び政策的経費充当可能一般財源は下表のとおりです。（歳入・歳出の内訳は、資料1（9・10ページ）を参照）

（千円）

区 分	令和8年度 (当初予算)	令和9年度	増減額	増減率 (%)
経常的歳入 ①	45,546,882	47,439,000	1,892,118	4.15
経常的歳出 ②	46,080,227	48,281,000	2,200,773	4.78
政策的経費充当可能一般財源 (① - ②) ③	△533,345	△842,000	△308,655	△57.87

<歳入の状況>

- 市税は、個人市民税について一人あたりの所得や、固定資産税のうち家屋分の増加を見込むことなどから、令和8年度当初予算と比較して、市税全体で約2億5千万円の増加を見込んでいます。
- 地方消費税交付金は、飲食料品の消費税減税について地方団体の財政運営に支障が生じないよう適切な措置を講ずることとしており、政府案として地方特例交付金で穴埋めすることを検討しているとの報道もあったことから、歳入総額には影響はでないものと見込んでいます。
- 地方交付税は、令和7年度の3億8千万円の錯誤分の減額や、令和8年度の交付額や国の地方財政収支の仮試算などを参考に、約1億3千万円の増加を見込みました。
- 国庫支出金及び県支出金は、障害者自立支援給付費負担金や生活保護費負担金などの増により、それぞれ約2億5千万円と約4億2千万円の増加を見込みました。
- 繰入金は、令和7年度に普通交付税の錯誤分として積み立てた3億8千万円を繰り入れるため、増加を見込みました。
- 経常的歳入全体では、令和8年度当初予算と比較して約18億9千万円の増加となる見込みです。

<歳出の状況>

- 人件費は、人事院勧告を踏まえた給与改定に伴う一般職や会計年度任用職員人件費の増などにより、令和8年度当初予算と比較して、約2億7千万円の増加を見込みました。
- 扶助費は、障害者自立支援給付費や生活保護費の増などにより、約4億5千万円の増加を見込みました。
- 公債費は、ここ数年に借り入れた事業債の元金償還が開始することや、借入利率の上昇を見込むことなどにより、約1億8千万円の増加を見込みました。
- 物件費は、庁内インフラに係るサーバーの価格高騰や学校ICT化支援教務委託料の増、学校給食の公会計化に伴い賄材料費を一般会計に計上したことなどにより、約10億2千万円の増額を見込みました。
- 繰出金は、特別会計に対する繰出しの増などにより、約1億2千万円の増加を見込みました。
- 経常的歳出全体では、令和8年度当初予算と比較して約22億円の増加となる見込みです。

経常的経費の収支見通しでは、現行どおりの経常的事業を実施した場合、約8億4千万円の財源不足となっています。

また、財政調整基金の令和8年度末残高見込みは、9月補正予算後の時点で約31億円ですが、そのうち3億8千万円は普通交付税の錯誤分の積立てであるため、**実質の残高は約27億2千万円**を見込んでいます。

今後もしサイクル施設の整備や公共施設の老朽化対策など、多額の経費を要する事業が予定されています。そのため、長期的な見通しの把握に努め、基金の計画的な活用はもとより、一層の財源確保と経常的経費の抜本的な見直しに、これまで以上に取り組んでいく必要があります。

2. 令和9年度予算編成方針

<予算編成の基本的な考え方>

国の経済は、中東情勢の影響を受けた春先以降の原油価格上昇が下押し要因となるものの、グローバルなAI関連需要の増加に加え、政府による各種施策や緩やかな金融環境等が経済を下支えすると考えられるため、伸び率を縮小しつつも、緩やかな成長を続けるとみられています。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比をみると、賃金上昇の販売価格への転嫁の動きが続き、予想物価上昇率は、緩やかに上昇していくと見込まれています。

本市においては、子育て支援、障害者支援、生活保護費などの扶助費に加え、介護保険・後期高齢者医療特別会計への繰出金など、社会保障関係経費の増加が見込まれます。また、人件費や物価の上昇、公共施設・インフラの老朽化対策、新たなリサイクル施設の整備など、今後も財政負担が増加する要因を抱えています。

こうした状況の中、令和9年度の当初予算編成における現時点の収支見通しでは、約8億4千万円の財源不足が見込まれています。限られた財源の中で、これまでと同じ考え方・同じ方法を続けるだけでは、将来にわたって必要な行政サービスを維持していくことが難しくなります。

だからこそ、**令和9年度は「選ぶ、活かす」を予算編成のテーマとします。**

単に予算を削減するのではなく、市民にとって必要な施策やサービスを見極め、限られた財源・人員・時間・施設などの経営資源を、より効果の高いところへ振り向けます。そして、事業や仕事のやり方を見直し、そこで生まれた力を新たな行政サービスの質の向上につなげることを目指します。

選ぶ 必要性・効果・緊急性を見極め、優先順位を明確にします。

活かす 限られた財源、人員、時間、施設等を最大限に活用します。

変える 従来のやり方にとらわれず、より効果的・効率的な手法を検討します。

高める 業務の見直しやデジタル化等により、組織力とサービスの質を高めます。

つなぐ 見直しによって生まれた資源を、将来に必要な施策へつなげます。

<予算編成における重点的な取組み>

先に述べた収支見通しにおいて約8億4千万円の収支不足が見込まれることや、予算編成の基本的な考え方を踏まえ、適正な予算配分とするため、次の項目に取り組みます。

■ 全庁横断的な財政構造の改革

事業担当課との対話を通じて、事業手法、業務の進め方、組織・人員、公共施設のあり方などについて検証し、事業の統廃合・縮小・実施方法の見直しを進めます。こうした取り組みで生み出した財源を、将来にわたり必要性の高い施策へ重点配分します。

■ 枠配分の継続実施

経常的経費について部局単位で予算枠を設定し、各部局が主体となって事業の優先順位や実施方法を見直します。令和9年度は収支見通しで見込んだ歳出予算に対し全体で3億円を削減目標として取り組みます。

■ 経常査定・対面ヒアリングの実施

新型コロナウイルスの感染拡大以降、経常査定の対面ヒアリングの対象とする所属を絞っていましたが、今年度は一部を除いた全所属と対面によるヒアリングを実施します。予算要求書類の確認に加え、財政課と各担当課が対面で事業の必要性、効果、実施方法、財源等を確認し、より厳密で説得力のある予算査定を目指します。

■ 職員提案の反映

令和8年9月10日（木）から10月30日（金）まで、特別提案として「選び、活かす」をテーマに、全職員から収支改善や業務改善につながるアイデアを募集しています。

寄せられた提案のうち効果や実効性が高いものについて、担当課と共有し、財政課と担当課との当初予算（経常的経費）ヒアリングなどにおいて、事業や業務の見直し、予算への反映可能性を検討します。

<その他の取組み>

■ 政策的事業について戦略的な選別を実施

今後の大規模事業や大規模災害等に備えるため、政策的事業については、「選び、活かす」の方針に基づき、必要性和事業効果により戦略的に選別します。

■ 物価高騰等の予算への反映

- ・物価や人件費の高騰が続くなかで、年度当初に予算不足による入札不調が生じることがないように、予算要求後も引き続き物価動向等の把握に努めます。
- ・なお、全体の歳出予算が増加しないよう、物価高騰等による増加分については、その他の予算を見直して対応するよう努めます。

■ 予算編成状況の公開と市民の意見の反映

- ・政策事業については、予算編成過程の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、その過程の公開とパブリックコメントを実施し、より多くの市民の意見を予算に反映します。
- ・予算編成全体の進捗状況や地方債の発行見込みなどについても、広報や市ホームページなどにより、広く市民へお知らせします。

<特に重点的に予算の配分を検討する分野>

■ インフラ施設・公共施設の老朽化対策及びLED化の計画的な推進

- ・市民生活に影響の大きいインフラ施設や公共施設の老朽化対策を適切に実施するとともに、蛍光灯の生産終了を見据え、令和12年度までに必要な施設のLED化が完了するよう計画的に改修を進めます。

■ デジタル技術を活用した行政サービス向上と業務効率化の推進

- ・デジタル技術やAIを活用し、行政サービスの質の向上と業務効率化、費用の削減につながるものについては、積極的に導入を進めます。

■ 地方創生の推進

- ・まちの魅力向上、活性化に大きく寄与する施策について、費用対効果や優先度を考慮しながら推進します。

3. 令和9年度予算要求基準

予算区分は、「経常的経費」と「政策的経費」に分類します。

(1) 経常的経費

- ① 政策的経費以外の経費
- ② 予算額の多寡に関わらず、令和9年度以降も継続して実施していく経常的な事業（人件費、維持管理費など）
- ③ 国・県・市の補助事業で2年以上経過した事業
- ④ 経常的経費に係る特別会計繰出金
- ⑤ 放射能対策に関する事業

※令和8年度政策事業として採択された事業のうち、次に掲げる政策的経費に該当しないものは経常的経費です。

(2) 政策的経費

原則は、第3期実施計画に位置付けた事業に要する経費とします。ただし、以下の事業については、政策的な経費として取り扱います。

- ① 状況の変化により、令和9年度に新たに立ち上げる必要がある事業
- ② 引き続き推進する重要な既存事業のうち、新たな視点や手法で行う事業
- ③ 施設修繕のうち概ね200万円以上の支出を見込むもの
- ④ 備品購入のうち、新たに購入する必要性が生じたもの（老朽化による更新等は除く）
- ⑤ 業務のデジタル化に向けた取組に関する事業（システム導入、既存システムの機能要件の追加など）
- ⑥ このほか、令和9年度に政策事業として扱うと特に判断した事業

※政策的経費か経常的経費の判断が不明な場合は、財政課又は企画政策課と協議してください。

※政策的経費のうち施設の整備（維持補修含む）に係る事業については、事前に資産管理課と協議を行ったうえで、財政課及び企画政策課で採択した事業のみとします。

<歳入について>

(1) 市税について

自主財源であり、歳入の根幹である市税は、税制改正による影響や徴収実績、徴収率の推移等を踏まえつつ、今後の経済動向等を見通したうえで適切に見込みます。

(2) 国・県支出金について

常に最新の補助制度を確認し、さらに有利な財源措置も研究しつつ、積極的に活用します。また、制度改正等を適切に反映するとともに、補助要件として示される計画策定などについて、全庁的に取り組みます。

(3) 使用料や手数料について

行政サービスの対価として徴収する歳入については、物価高騰等による経費の増加の抑制に最大限に取り組みつつ、公費負担の公平性・公正性の観点から、「受益者負担のあり方に関する基本方針」に基づき、さらなる適正化に取り組みます。

(4) 歳入財源の確保について

ふるさと納税やネーミングライツ、クラウドファンディングなどの仕組みを活用し、積極的に歳入の確保に取り組みます。

また、公共施設や市が保有する土地等の活用状況を分析し 有償での貸付けや売却を引き続き検討します。

(5) 地方債について

財政規律を念頭に、事業内容のほか、国・県の補助金の活用や元利償還金に対する交付税措置、竣工後の維持管理費用等の将来の財政負担にも配慮したうえで、借入事業の実施の可否を判断します。

<歳出について>

(1) 人件費について

定員管理計画に定める職員数の目標や、定員管理の手法を前提とした上で、常勤職員（定年延長職員・フルタイム勤務暫定再任用職員を含む）の業務内容と配置人員のバランスを最適化し、A I やデジタルの活用による業務の効率化の状況を反映し、時間外勤務手当などを含めた総人件費の節減に努めます。

定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員、会計年度任用職員については、

役割分担に応じた必要な職員数を精査します。

(2) 扶助費について

社会保障関係経費の増加を踏まえ、法定事業を適切に実施するとともに、市単独事業について必要性・効果等を引き続き検証します。

(3) 補助金・負担金について

特に市単独事業について、補助基準の明確化を図るとともに、補助の必要性および効果を十分に検証し、効果が薄れたものは、手法を含め見直します。

また、新規に補助金を創設する際には、交付期間を原則3年以内とします。

(4) 需用費や役務費、委託料などについて

人件費や物価高騰による一層の委託料の増加を見据えたうえで、別の手法を検討するなど仕様を抜本的に再精査し削減に努めることとします。

また要求額は、見積額だけではなく、取引の実例価格なども参考の上、実態を反映した金額を算定することとします。

<おわりに>

一つひとつの事業について、何のために行うのか、誰のために必要なのか、もっと良い方法はないのかを考え、限られた資源を本当に必要なところへ振り向ける。

その積み重ねが、組織の力を高め、行政サービスの質を高め、将来の我孫子市につながります。

「選び、活かす」限られた資源を、必要なところへ。

以上の考え方に基づき、令和9年度の予算編成を行います。

【資料１】令和９年度予算経常的経費の収支見通しの歳入歳出内訳

(１) 経常的歳入

(千円)

項 目	令和８年度 (当初予算)	令和９年度	増減額	増減率 (%)
市税	18,993,257	19,248,000	254,743	1.34
地方譲与税	279,000	288,000	9,000	3.23
利子割交付金	92,000	92,000	0	0.00
配当割交付金	227,000	227,000	0	0.00
株式等譲渡所得割交付金	260,000	360,000	100,000	38.46
法人事業税交付金	186,000	186,000	0	0.00
地方消費税交付金	3,394,000	3,394,000	0	0.00
ゴルフ場利用税交付金	24,000	24,000	0	0.00
環境性能割交付金	1	0	△1	皆減
地方特例交付金	186,000	186,000	0	0.00
地方交付税	6,125,700	6,255,000	129,300	2.11
交通安全対策特別交付金	10,000	10,000	0	0.00
分担金・負担金・使用料・手数料	1,061,819	1,082,000	20,181	1.90
国庫支出金	8,932,500	9,178,000	245,500	2.75
県支出金	3,807,234	4,225,000	417,766	10.97
財産収入・寄附金	101,416	221,000	119,584	117.91
繰入金	383,149	767,000	383,851	100.18
繰越金	500,000	500,000	0	0.00
諸収入	950,106	1,164,000	213,894	22.51
臨時財政対策債	0	0	0	0
その他市債	33,700	32,000	△1,700	△5.04
合 計	45,546,882	47,439,000	1,892,118	4.15

(2) 經常的歲出

(千円)

項 目	令和8年度 (当初予算)	令和9年度	増減額	増減率 (%)
人 件 費	10,007,300	10,280,000	272,700	2.73
扶 助 費	14,913,386	15,367,000	453,614	3.04
公 債 費	3,235,462	3,413,000	177,538	5.49
義 務 的 経 費 小 計	28,156,148	29,060,000	903,852	3.21
物 件 費	9,086,099	10,104,000	1,017,901	11.20
維 持 補 修 費	207,059	209,000	1,941	0.94
補 助 費 等	2,482,148	2,635,000	152,852	6.16
積立金・貸付金・投資・出資金等	403,272	400,000	△ 3,272	△ 0.81
繰 出 金 (經常分)	5,257,303	5,379,000	121,697	2.31
普通建設事業費 (經常分)	388,198	394,000	5,802	1.49
予 備 費	100,000	100,000	0	0.00
合 計	46,080,227	48,281,000	2,200,773	4.78

(3) 經常収支及び政策的経費充当可能一般財源 (再掲)

(千円)

区 分	令和8年度 (当初予算)	令和9年度	増減額	増減率 (%)
經常的歳入 ①	45,546,882	47,439,000	1,892,118	4.15
經常的歳出 ②	46,080,227	48,281,000	2,200,773	4.78
政策的経費充当可能一般財源 ① - ② ③	△533,345	△842,000	△308,655	△57.87

【資料２】令和７年度一般会計決算の状況

令和７年度一般会計決算額は、歳入総額約５１９億円、歳出総額約５０８億円となりました。歳入は、市税に対する定額減税の影響が縮小したことや住民の所得増等により増加となったこと等により前年度決算額から約３９億円の増加、歳出は、人事院勧告による人件費の賃上げや物価高騰による物件費の増加、制度改正や公定価格単価の増に伴う扶助費の増加、リサイクルセンター整備のための借入に対する償還の開始等により、前年度決算額から約３６億円の増加となりました。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は約１０億円、形式収支から令和８年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は約６億円となり、前年度に比べ約８千万円減少しました。

歳入では、令和６年度の定額減税実施の影響が少なくなったことなどにより、市税が約１２億９千万円増加しました。その他の歳入では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減少があったものの、制度改正に伴い児童手当負担金が増加したことなどにより国庫支出金が約７億７千万円増加したことや、消防署の整備や排水施設改修事業等により市債が約１１億４千万円増加となりました。

歳出では、定額減税補足給付金や物価高騰対応生活支援給付金等の減少があったものの、湖北消防署庁舎等本体工事等に伴い普通建設事業費が約１１億３千万円増加したことや、リサイクルセンター整備等のため多く積立てを行った基金積立金が約６億９千万円増加、制度改正による児童手当や公定価格の単価の増額等に伴い扶助費が約７億４千万円増加しました。

これらの結果、財政の弾力性を示す**経常収支比率は９５．３％**となり、前年度より０．４ポイント改善しましたが、令和７年度は約３億８千万円の普通交付税の過大交付があったため、実質の経常収支比率は９６．６％となり、前年度より０．９ポイント増加しました。これは経常収支が依然として悪化傾向にあることを示しており、健全な財政運営を継続するためには、これまで以上に財源の確保に努めるとともに経常的経費の削減が必要です。

○財政指標の状況（一般会計）

	令和7年度決算	令和6年度決算
実質収支	624,364千円	704,728千円
単年度収支	△80,364千円	△16,120千円
実質単年度収支	550,636千円	△298,120千円
経常収支比率	95.3%	95.7%
地方債残高	32,255,792千円	31,842,426千円
財政規律 ※	2,234,505千円	1,073,946千円
財政調整基金残高	4,294,000千円	3,663,000千円

※ 財政規律は、マイナスであれば達成となる。

※ 令和7年度決算の財政調整基金残高には、普通交付税の過大交付分（3億8千万円）を含んでいます。

- 実 質 収 支…その年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額。
- 単 年 度 収 支…実質収支額から、その前年度の実質収支額を差し引いた額。当該年度のための純粋な収支を示す指標。
- 実質単年度収支…単年度収支から、財政調整基金の積立て・取崩し等の影響を差し引いた額。
- 経 常 収 支 比 率…地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合。財政の弾力性を判断するための指標で、値が高いほど弾力性が低いとされる。
- 財 政 規 律…市では地方債残高の抑制に向け「臨時財政対策債などの特例債や大規模事業に係る事業債を除く、その他の通常債の市債発行額を、その他の通常債に係る公債費以下にする」と定めており、マイナスであれば達成となる。

指定事務事業問題点・対応報告書

次の指定事務事業について問題が生じたので、問題点とその対応策について報告します。

指定事務事業名： 布佐ルート実証運行バス

基本施策名： 5－3 公共交通の利便性向上

担当部課名： 建設部 交通政策課

報告日： 令和8年9月10日

1. 問題点及び問題点が生じた理由等

公的資金によって支えられるコミュニティバスは、「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」に基づき、自立運営を原則とする路線バスと実質的に競合することのないよう配慮する必要があります。

このため、既存の路線バスとの競合区間についてバス事業者と協議を重ねた結果、布佐ルート実証運行バスの運行経路を一部変更することで路線バスとの役割分担を図るとともに、経路変更後も一部競合する区間については、双方が共存して運行していくことで協議が整ったところではあります。

実証運行については、バス事業者との協議に時間を要したこと、また、バス事業者との協議内容を踏まえた経路変更後の利用状況や地域の需要などの運行実績を一定期間検証した上で本格運行に向けた評価をするため、当初予定していた期間を延長する必要が生じました。

2. 今後の対応策

バス事業者との協議内容を踏まえ、令和9年4月1日から経路変更を行い、実証運行を令和10年3月末まで延長し、検証および評価を行う予定です。

指定事務事業問題点・対応報告書

次の指定事務事業について問題が生じたので、問題点とその対応策について報告します。

指定事務事業名： 下水道事業の健全経営（下水道ストックマネジメント・ウォーターPPP）

基本施策名： 5－6 下水道の整備と普及

担当部課名： 建設部 下水道課

報告日： 令和8年9月25日

1. 問題点及び問題点が生じた理由等

下水道ストックマネジメント事業の工事請負費（補助・起債事業）について、8月に入札を実施しましたが不調となりました。

これを受け、9月の再入札では地域要件を柏市、松戸市、流山市、野田市まで拡大して実施しましたが、こちらも同様に不調という結果に終わりました。

工事業者等へ聞き取りを行ったところ、不調の主な要因は、現場代理人不足や昨今の資材価格の高騰にあるとのことでした。

2. 今後の対応策

今後は資材価格を再度調査するとともに、入札参加の地域要件を千葉県全域まで拡大した上で、11月に改めて入札を行い、令和9年5月下旬の完了を目指します。

指定事務事業問題点・対応報告書

次の指定事務事業について問題が生じたので、問題点とその対応策について報告します。

指定事務事業名： 標準化移行業務

基本施策名： 効率的・効果的な行財政運営の推進

担当部課名： 企画総務部 デジタル戦略課

報告日： 令和8年9月16日

1. 問題点及び問題点が生じた理由等

「子ども・子育て支援システム」の移行において、システム導入過程でガバメントクラウド上のデータ連携に問題が発生したことなどの技術的課題により、7月末移行完了としていた目標に遅れが生じています。

2. 今後の対応策

遅延解消に向け、技術的課題の原因調査を深掘りし、体制の見直しを速やかに図ることにより、令和8年中の完了を目指します。

令和8年8月17日庁議後の新型インフルエンザ等発生時の業務継続計画の変更点について

変更後		
秘書広報課	広報の編集・発行	A
	ホームページの管理・充実	A
	報道機関への情報提供	B
	市長及び副市長の秘書	C
	儀式及び表彰	E
	市長会等	D
	市議会との連絡	C
	非常勤職員のうち委員会の委員等の任免	C
	市長の資産公開	D
	総合教育会議	C
	広聴活動の企画及び連絡調整	D
	市政相談	C
	市政ふれあい懇談会	E
	パブリックコメント手続及びメール	D
	庁内調整を要する陳情・要望	D
	法律相談及び行政相談委員	D
	我孫子の魅力に係る情報発信	D
	フィルムコミッション事業	E
障害者支援課	障害福祉サービスの給付に関すること	A
	障害者の医療費支給に関すること	A
	障害福祉手当に関すること	B
	障害者施設等からの物品等の調達に関すること	D
	障害者手帳の進達に関すること	C
	障害者の相談に関すること	B
	障害者虐待防止に関すること	A
	あらかき園の利用者の生活支援	E
	あらかき園の利用者の送迎	E
	障害者福祉センターの利用者の機能訓練	E
	障害者福祉センターの利用者の送迎	E
	障害者の就労支援に関する相談	D
	チャレンジドオフィスあびこの運営	E
子ども支援課	学童保育室の管理運営に関する業務	B
	放課後子ども教室の管理運営に関する業務	D
	こども総合計画に関する業務	E
	子育てに係る支援及び事業の実施に関する業務	E
	青少年団体の指導、育成及び援助に関する業務	D
	青少年相談員に関する業務	D
	児童手当に関する業務	B
	児童扶養手当に関する業務	B
	子ども医療費の助成に関する業務	B
	ひとり親家庭等医療費の助成に関する業務	B
	未熟児養育医療の給付に関する業務	B
	母子・父子家庭自立支援給付金に関する業務	B
	ひとり親家庭の相談・支援に関する業務	C
資源循環推進課	ごみ処理業務	B
	し尿処理業務	B
	補助金助成業務（浄化槽等）	C
	資源回収業務	B
	資源化施設整備計画業務	C
	し尿処理施設整備業務	C
	公共下水道事業計画	C
	流域下水道との調整及び協議	B
	区域外流入に関する事務	C
	公共下水道事業審議会	C

変更前		
秘書広報課	広報の編集・発行	A
	ホームページの管理・充実	A
	報道機関への情報提供	B
	市長及び副市長の秘書	C
	儀式及び表彰	E
	市長会等	D
	市議会との連絡	C
	非常勤職員のうち委員会の委員等の任免	C
	市長の資産公開	D
	総合教育会議	C
	広聴活動の企画及び連絡調整	D
	市政相談	C
	市政懇談会	E
	パブリックコメント手続及びメール	D
	庁内調整を要する陳情・要望	D
	法律相談及び行政相談委員	D
	我孫子の魅力に係る情報発信	D
	フィルムコミッション事業	E
障害者支援課	負傷者の安全確保	A
	施設利用者の安全確保	B
	保護者・関係機関との連絡調整	B
	被災施設の現状把握	C
	在宅の要配慮者の状況把握	A
	要配慮者の訪問	B
	要配慮者名簿に基づく避難・安全確保	B
	あらかき園の利用者の生活支援	E
	あらかき園の利用者の送迎	E
	障害者福祉センターの利用者の機能訓練	E
	障害者福祉センターの利用者の送迎	E
	障害者の就労支援に関する相談	D
	チャレンジドオフィスあびこの運営	E
子ども支援課	学童保育室の管理運営に関する業務	A
	放課後子ども教室の管理運営に関する業務	E
	こども総合計画に関する業務	E
	子育てに係る支援及び事業の実施に関する業務	E
	青少年団体の指導、育成及び援助に関する業務	E
	青少年相談員に関する業務	E
	児童手当に関する業務	E
	児童扶養手当に関する業務	E
	子ども医療費の助成に関する業務	E
	ひとり親家庭等医療費の助成に関する業務	E
	未熟児養育医療の給付に関する業務	E
	母子・父子家庭自立支援給付金に関する業務	E
	ひとり親家庭の相談・支援に関する業務	E
資源循環推進課	ごみ処理業務	B
	し尿処理業務	B
	補助金助成業務	C
	一般廃棄物処理基本計画に関する業務	C
	資源回収業務	B
	資源化施設整備計画業務	C
	し尿処理施設整備業務	C
	公共下水道事業計画	C
	流域下水道との調整及び協議	B
	区域外流入に関する事務	C
	公共下水道事業審議会	C

令和8年8月17日庁議後の新型インフルエンザ等発生時の業務継続計画の変更点について

変更後		
下水道課	公共下水道事業の経営及び分析	C
	予算及び決算	B
	下水道事業年報作成	D
	国及び県補助金並びに起債に関する事務	B
	固定資産の取得、管理、処分及び減価償却	C
	下水道使用料	B
	受益者負担金	B
	公共下水道の供用開始手続	B
	公金の出納その他の会計事務	B
	出納取扱金融機関等に関する事務	C
	下水道台帳の整備	C
	公共下水道施設の維持管理	B
	特定事業場、除害施設及び水質規制	D
	下水道の普及促進	E
	排水設備の設計審査、検査等	C
	下水道排水設備指定工事店に関する事務	D
	開発行為等における公共下水道の協議及び調整	C
	公共下水道の設計及び工事	B
	公共下水道工事に伴う物件補償	B
	下水道施設等の災害復旧工事	A
	総合地震対策事業	B
公園緑地課	市内の公園・緑地等の巡回及び施設等の維持管理	B
	保存緑地等の助成支援	C
	開発行為及び建築行為申請に伴う協議	B
	生産緑地の買取りの申出に伴う協議	B
	墓地等の経営に関する協議	C
	保全緑地の維持管理	B
工務課	取水施設、受水施設、浄水施設、配水施設及び送水施設の維持管理並びに運転管理に関すること	A
	管路施設等の維持管理に運転管理に関すること	B
	水源、取水計画、配水計画及び受水計画に関すること	B
	水道施設及び浄水場施設設備の新設、更新及び修繕に関すること	C
	浄水場の樹木剪定に関すること	D
	水質管理に関すること	A
	業務用無線の管理に関すること	C
	浄水場設備運転及び維持管理業務等包括委託に関すること	A
	管路施設等の整備計画及び耐震化計画に関すること	B
	管路施設等の漏水事故処理に関すること	B
	管路情報管理システムに関すること	C
	配水管路等自己施工工事に関すること	B
	災害対策用備蓄資機材の需給計画、保管及び維持管理に関すること	B
	給水装置に係る維持管理に関すること	C
	給水装置の漏水対応に関すること	B
	給水装置の廃止に関すること	C
	給水装置工事の受付、設計審査及び工事検査に関すること	C
	給水申込納付金、給水装置工事検査手数料及び給水装置工事設計審査手数料の調定及び徴収に関すること	B
	給水装置工事兼給水契約申込書及び給水装置工事完了図等の整理保存に関すること	C
	給水装置工事に係る道路占用許可申請に関すること	C
	指定給水装置工事事業者の資格審査決定に関すること	C

変更前		
下水道課	公共下水道事業の経営及び分析	C
	予算及び決算	B
	下水道事業年報作成	D
	国及び県補助金並びに起債に関する事務	B
	固定資産の取得、管理、処分及び減価償却	C
	下水道使用料	B
	受益者負担金	B
	公共下水道の供用開始手続	B
	公金の出納その他の会計事務	B
	出納取扱金融機関等に関する事務	C
	下水道台帳の整備	C
	公共下水道施設の維持管理	B
	特定事業場、除害施設及び水質規制	D
	下水道の普及促進	E
	排水設備の設計審査、検査等	C
	下水道排水設備指定工事店に関する事務	D
	開発行為等における公共下水道の協議及び調整	C
	公共下水道の設計及び工事	B
	公共下水道工事に伴う物件補償	B
	下水道施設等の災害復旧工事	B
	総合地震対策事業	B
公園緑地課	市内の公園・緑地等の巡回及び施設等の維持管理	B
	保存緑地等の助成支援	B
	開発行為及び建築行為申請に伴う協議	B
	生産緑地の買取りの申出に伴う協議	B
	墓地等の経営に関する協議	B
	保全緑地の維持管理	B
工務課	取水施設、受水施設、浄水施設、配水施設及び送水施設の維持管理並びに運転管理に関すること	A
	管路施設等の維持管理に運転管理に関すること	C
	水源、取水計画、配水計画及び受水計画に関すること	B
	水道施設及び浄水場施設設備の新設、更新及び修繕に関すること	C
	浄水場の樹木剪定に関すること	D
	水質管理に関すること	A
	業務用無線の管理に関すること	C
	浄水場設備運転及び維持管理業務等包括委託に関すること	A
	管路施設等の整備計画及び耐震化計画に関すること	B
	管路施設等の漏水事故処理に関すること	B
	管路情報管理システムに関すること	C
	配水管路等自己施工工事に関すること	B
	災害対策用備蓄資機材の需給計画、保管及び維持管理に関すること	B
	給水装置に係る維持管理に関すること	C
	給水装置の漏水対応に関すること	B
	給水装置の廃止に関すること	C
	給水装置工事の受付、設計審査及び工事検査に関すること	C
	給水申込納付金、給水装置工事検査手数料及び給水装置工事設計審査手数料の調定及び徴収に関すること	B
	給水装置工事兼給水契約申込書及び給水装置工事完了図等の整理保存に関すること	C
	給水装置工事に係る道路占用許可申請に関すること	C
	指定給水装置工事事業者の資格審査決定に関すること	C

令和8年8月17日庁議後の新型インフルエンザ等発生時の業務継続計画の変更点について

変更後		
	新設量水器出庫、経年満期量水器交換及び量水器の維持管理に関する事	B
	簡易専用水道に係る設置の通知及び検査協力に関する事	C
	受水槽管理台帳の整理保存に関する事	B
	給水装置関係業務の包括業務委託に関する事	B
指導課	学校経営及び学校教育の指導援助に関する事	C
	教育課程及び学習に関する事	B
	生徒指導及び教科外活動の指導助言に関する事	B
	教科用図書の採択に関する事	C
	研究校その他研究機関の指導助言に関する事	C
	教職員の研修に関する事	C
	コンピュータ教育に関する事	C
	進路指導に関する事	C
	学校の連合行事に関する事	C
	学校体育の振興に関する事	C
	学校教育におけるいじめに関する事	B
	いじめ防止対策委員会に関する事	C
	小中一貫教育の計画に関する事	C
	教育課程及び学習指導に関する事	C
	その他小中一貫教育に関する事	C
	少年の指導に関する事	B
	少年センターの管理運営に関する事	C

変更前		
	新設量水器出庫、経年満期量水器交換及び量水器の維持管理に関する事	B
	簡易専用水道に係る設置の通知及び検査協力に関する事	C
	受水槽管理台帳の整理保存に関する事	B
	給水装置関係業務の包括業務委託に関する事	B
指導課	学校経営及び学校教育の指導援助に関する事	C
	教育課程及び学習に関する事	C
	生徒指導及び教科外活動の指導助言に関する事	B
	教科用図書の採択に関する事	C
	研究校その他研究機関の指導助言に関する事	C
	教職員の研修に関する事	C
	コンピュータ教育に関する事	C
	進路指導に関する事	C
	学校の連合行事に関する事	C
	学校体育の振興に関する事	C
	学校教育におけるいじめに関する事	B
	いじめ防止対策委員会に関する事	C
	小中一貫教育の計画に関する事	C
	教育課程及び学習指導に関する事	C
	その他小中一貫教育に関する事	C
	少年の指導に関する事	B
	少年センターの管理運営に関する事	C

我孫子市財務規則の一部を改正する規則

我孫子市財務規則（昭和62年規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（契約書作成の省略）</p> <p>第142条 略</p> <p>2 予算執行者等は、前項各号（第 7 号を除く。）の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の目的となる給付の内容、履行期限、契約金額その他必要な事項を記載した請書（<u>当該請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。</u>）を契約相手方（以下「契約者」という。）から徴さなければならない。ただし、その契約金額が40万円未満のものについては、請書の徴収を省略することができる。</p> <p><u>（契約の変更等）</u></p> <p>第144条 <u>予算執行者等は、必要がある</u>と認めるときは、<u>契約者と協議し、又は契約者からその責めに帰さない理由により履行期限の延長を</u>したい旨の申出があつたときは、<u>これを調査して、当該契約の内容を変更することができる。</u></p> <p>2 <u>予算執行者等は、契約者からその責めに帰す理由により履行期限の延長を</u>したい旨の申出があつたと</p>	<p>（契約書作成の省略）</p> <p>第142条 略</p> <p>2 予算執行者等は、前項各号（第 7 号を除く。）の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の目的となる給付の内容、履行期限、契約金額その他必要な事項を記載した請書を契約相手方（以下「契約者」という。）から徴さなければならない。ただし、その契約金額が40万円未満のものについては、請書の徴収を省略することができる。</p> <p>第144条 <u>削除</u></p>

きは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、遅延利息を付し、当該期限の延長を承認することができる。

3 予算執行者等は、前2項の規定により、契約の内容を変更しようとするときは、速やかに第141条及び第142条の規定による手続の例により変更契約書を作成し、又は変更請書を提出させなければならない。ただし、前項の規定による期限の延長を承認した場合にあつては、この限りでない。

（電磁的記録による契約書等の作成）

第145条 第141条第1項又は前条第3項の規定により作成することとされている契約書及び変更契約書については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもつて、これらの書類の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、これらの書類とみなす。

（契約の変更等）

第145条 予算執行者等は、必要があると認めるときは、契約者と協議し、又は契約者からその責めに帰さない理由により履行期限の延長をしたい旨の申出があつたときは、これを調査して、当該契約の内容を変更することができる。

2 予算執行者等は、契約者からその責めに帰す理由により履行期限の延長をしたい旨の申出があつたときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、遅延利息を付し、

当該期限の延長を承認することができる。

3 予算執行者等は、前2項の規定により、契約の内容を変更しようとするときは、速やかに第141条及び第142条の規定による手続の例により変更契約書を作成し、又は変更請書を提出させなければならない。ただし、前項の規定による期限の延長を承認した場合にあつては、この限りでない。

(帳票類の訂正等)

第311条 この規則の規定による帳票類の訂正等は、この規則に特別な定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める要領により行うものとする。

(1)から(3)まで 略

(4) 契約書類 その誤記の部分に横線又は縦線2条を引き、その上部又は右部に正書し、余白に訂正した文字の加除数を記載して、当該契約書の記名押印者の公印又は認印を押すこと。ただし、当該契約書が電磁的記録で作成されているときは、この限りでない。

(5) 略

(割印)

第312条 数葉をもつて1通とする請

(帳票類の訂正等)

第311条 この規則の規定による帳票類の訂正等は、この規則に特別な定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める要領により行うものとする。

(1)から(3)まで 略

(4) 契約書類 その誤記の部分に横線又は縦線2条を引き、その上部又は右部に正書し、余白に訂正した文字の加除数を記載して、当該契約書の記名押印者の公印又は認印を押すこと。

(5) 略

(割印)

第312条 数葉をもつて1通とする請

<p>求書、契約書等には、債権者又は当事者の印による割印を押さなければならない。<u>ただし、当該契約書が電磁的記録で作成されているときは、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>求書、契約書等には、債権者又は当事者の印による割印を押さなければならない。</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

我孫子市農業者向け物価高騰対策緊急支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている市内の農業者の経営負担を軽減し、営農の継続及び地域農業の安定的な維持を図るため、我孫子市農業者向け物価高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この要綱に基づき支援金の交付を受けることができる者は、令和8年1月1日において市内に住所を有する農業者又は市内に事業所を有する農業法人であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 令和7年における農産物の販売額が50万円以上であること。

(2) 令和7年から第4条の規定による申請をする日までの間、継続して営農していること。

2 支援金の交付は、同一の農業者又は農業法人につき1回限りとする。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる経費に係る令和7年分の確定申告の額に、当該各号に定める割合を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、第1号から第3号までの経費については、それぞれ10万円を限度とする。

(1) 肥料費 100分の28

(2) 動力光熱費 100分の34

(3) 諸材料費 100分の20

(4) 飼料費 100分の37

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、我孫子市農業者向け物価高騰対策緊急支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和9年1月31日までに市長に申請しなければならない。

(1) 令和7年分所得税青色申告決算書（農業所得用）又は令和7年分収

支内訳書（農業所得用）の写し

（２） その他市長が必要があると認める書類

（交付の決定）

第５条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、我孫子市農業者向け物価高騰対策緊急支援金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（請求）

第６条 前条の規定により支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、支援金の交付を受けようとするときは、交付の決定を受けた日から30日以内に我孫子市農業者向け物価高騰対策緊急支援金交付請求書（様式第３号）により、市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第７条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１） 偽りその他不正な手段により支援金の交付の決定を受けたとき。

（２） その他市長が支援金を交付することが不適当と認めたとき。

２ 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、我孫子市農業者向け物価高騰対策緊急支援金交付決定取消通知書（様式第４号）により、交付決定者に通知するものとする。

３ 市長は、第１項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備等）

第８条 交付決定者は、支援金の申請の証拠となる帳簿及び関係書類（次項において「帳簿等」という。）を整備し、令和14年３月31日まで保存しなければならない。

２ 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、帳簿等の提出を

求め、又は調査することができる。

（補則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第 5 条の規定により交付の決定を受けた者に係る第 7 条に規定する交付の決定の取消し等及び第 8 条に規定する関係書類の整備等については、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

我孫子市農業者向け物価高騰対策緊急支援金交付申請書

年 月 日

我孫子市長 あて

住所（所在地）

申請者 氏名（法人名及び
代表者氏名）

我孫子市農業者向け物価高騰対策緊急支援金の交付を受けたいので、我孫子市農業者向け物価高騰対策緊急支援金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

☐ 令和 7 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの農産物の販売額が 5 0 万円以上である（該当する場合は、☐内にチェックを入れること。）。

経費の額	肥料費	円
	動力光熱費	円
	諸材料費	円
	飼料費	円
交付申請額 (100 円未満切捨て)	① 肥料費の 28% (上限 10 万円)	円
	② 動力光熱費の 34% (上限 10 万円)	円
	③ 諸材料費の 20% (上限 10 万円)	円
	④ 飼料費の 37%	円
	①+②+③+④合計	円
添付書類	1 令和 7 年分所得税青色申告決算書（農業所得用）又は令和 7 年分収支内訳書（農業所得用）の写し 2 その他（ ）	

様式第 2 号（第 5 条関係）

我孫子市農業者向け物価高騰対策緊急支援金交付（不交付）
決定通知書

第 号
年 月 日

様

我孫子市長 

令和 年 月 日付けで申請のあった我孫子市農業者向け物価高騰
対策緊急支援金の交付について次のとおり決定したので、我孫子市農業者向け
物価高騰対策緊急支援金交付要綱第 5 条の規定により、通知します。

1 交付決定

交 付 決 定 額	円
交 付 予 定 時 期	

2 不交付決定

理 由	
-----	--

様式第 3 号（第 6 条関係）

我孫子市農業者向け物価高騰対策緊急支援金交付請求書

年 月 日

我孫子市長 あて

住所（所在地）

請求者 氏名（法人名及び
代表者氏名）

我孫子市農業者向け物価高騰対策緊急支援金交付要綱第 6 条の規定により、
我孫子市農業者向け物価高騰対策緊急支援金の交付を次のとおり請求します。

交 付 決 定 額		円					
交 付 請 求 額		円					
振 込 先 口 座	金 融 機 関 名	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合				本店 支店 出張所	
	種 別	1 普 通 2 当 座					
	口 座 番 号						
	フリガナ						
	口座名義人						
備 考							

様式第 4 号（第 7 条関係）

我孫子市農業者向け物価高騰対策緊急支援金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

我孫子市長 

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した我孫子市農業者向け物価高騰対策緊急支援金について、次のとおり交付の決定を取り消したので、通知します。

交 付 決 定 額	円
交 付 取 消 額	円
取 消 し の 理 由	

令和 9 年度下水道事業会計
予算編成方針

我孫子市下水道事業

令和9年度下水道事業会計予算編成方針

1. はじめに

本市下水道事業は、発生主義・複式簿記の原則に基づく経理によって、経営成績や財政状況など、経営状況を的確に把握するため、令和2年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計に移行しました。

本市下水道事業においては、市民の安全で快適な生活環境を支える重要な社会インフラとして、汚水処理事業では市街化区域内の下水道整備工事をはじめ、既存施設の改築・更新、耐震化及びマンホールトイレの整備を進めています。また、雨水処理事業では市街地における浸水被害を軽減するため、計画的に幹線排水路などの雨水排水施設の整備を進めています。

一方、施設の老朽化に伴う修繕費及び改築費の増加や、物価高騰による維持管理費の増加、人口減少や排水需要の変化に伴う使用料収入の減少等、下水道事業の経営環境はより一層厳しさを増していくことが予想され、所要の財源を確保しながら安定して事業を継続していくことが課題となっています。

こうした状況のなか、令和7年度においては、最新の下水道事業の実情や排水需要の実態を踏まえて我孫子市公共下水道事業経営戦略（以下、「経営戦略」という。）を見直し、令和8年度から令和17年度までを計画期間とする新たな経営戦略を策定しました。この経営戦略の改定にあたって推計した投資・財政計画では、各種の経費縮減策に取り組んでもなお、今後の収支に不足が生じ、一般会計からの基準外繰入金を受け入れることが避けられない見通しとなったことから、令和7年12月市議会定例会において我孫子市下水道条例の一部を改正する条例の制定に係る議案を上程し、令和8年4月1日から下水道使用料を改定することとしました。

また、令和8年度においては、老朽化する下水道施設の維持管理及び改築・更新工事を的確に実施するとともに、さらなる事業の効率化を図ること等を目的として、令和10年度から新たな官民連携方式である「水の官民連携（ウォーターPPP）」を導入するため、実施方針や公募条件等の検討を進めています。

令和9年度の予算編成にあたっては、こうした状況を職員一人一人が認識して、一般会計部局と連携のうえ、公営企業経営の観点から将来を見据えたうえで事業内容の精査を徹底します。

2. 令和7年度決算の状況について

公営企業会計として6年目となる令和7年度下水道事業会計決算額（税抜）は、下水道事業収益が29億7,223万9,507円であったのに対し、下水道事業費用は26億499万4,271円となり、事業の総収支は黒字を確保することができました。しかし、下水道事業の主要部分を構成する営業収支は8億6,730万2,101円のマイナス（営業損失）となっており、この不足を一般会計からの繰入金等の営業外収益によって補うという厳しい経営状況にあります。

事業収益の根幹をなす下水道使用料収入は前年度に比べて355万7,942円減少し、節水型生活様式の定着などにより使用水量が減少傾向にあることから、今後の自然増を見込むことは難しい状況です。

また、事業費用は、管渠の老朽化に伴う維持・修繕費や人件費が増加傾向にあることから、引き続き収支改善に向けた取組が強く求められます。

一方、財務状況については、令和5年度・6年度に引き続き、下水道事業の財政的基盤の強化及び経営の効率化・安定化を目的として、一般会計から出資金を受け入れたことにより資金状況が改善し、期中・期末ともに一時借入を行わずに年度を終えることができました。しかし、一般会計からの基準外繰入金に依存する状況は、独立採算を原則とする地方公営企業の財政規律上、望ましいものではありません。このため、令和8年4月1日からの下水道使用料改定や収支改善に向けた取り組みの実施によって資金不足の解消を図り、ライフラインの担い手として今後も安定的に事業を継続していくために、計画的に内部留保資金を確保していく必要があります。

3. 令和9年度予算編成方針

このような状況を踏まえ、令和9年度の予算編成にあたっては、経営戦略における投資・財政計画を念頭に、各事業については、事業手法の見直しなどを含め徹底した検証を行い、真に必要な事業費のみを計上していくものとし、必要な事業を停滞させることなく経営状況の改善を目指していきます。

収益的収支予算では、下水道使用料収入の自然増は見込めないため、計画的な修繕の実施による修繕費の平準化や不明水対策事業の推進による汚水処理費の低減に加え、維持管理費等の経常的経費の各支出を改めて精査し、経費の縮減に努めます。また、下水道使用料については、一層の徴収率の向上と水洗化に向けて、広報での周知や戸別訪問などを積極的に実施するとともに、使用水量等の直近の動向を把握し、適切に積算を行います。

資本的収支予算では、現在改定作業を進めている我孫子市手賀沼流域関連公共下水道事業計画（第19次変更）（昭和47年度～令和15年度）、我孫子市下水

道総合地震対策計画（第Ⅳ期）（令和６年度～令和１０年度）及び第１３期下水道整備五カ年計画（令和５年度～令和９年度）を踏まえて各種整備事業を着実に実施するため、所要の経費を見込みます。また、我孫子市公共下水道ストックマネジメント計画（第Ⅱ期）（令和８年度～令和１２年度）を踏まえて老朽化施設の改築・更新工事をリスク評価に基づき計画的かつ効率的に実施することで、老朽化による事故の発生や機能停止を未然に防止し、持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図ります。さらに、現在実施方針や公募条件等の検討を行っている「水の官民連携（ウォーターＰＰＰ）」については、公募により受託者を選定し、契約の締結及び令和１０年度からの導入に向けた準備を進めます。

浸水対策については、豪雨などによる市街地での浸水被害を軽減するため、引き続き計画事業を着実に進めるほか、埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故を受けて実施した「大規模下水道管路特別重点調査」の結果を受け、ストックマネジメント計画に基づき修繕・改築事業を進めるものとし、所要の経費を見込みます。

これらの整備事業を安定的に実施していくため、資金的収入においては、国土交通省の概算要求状況や補助金制度全般に係る情報収集に努め、社会資本整備総合交付金等を最大限に活用していきます。また、建設財源としての企業債は、将来の負担を見据えたうえで適正に活用するものとし、適債性の判断や借入の時期等について一般会計部局と十分に協議・調整したうえで、所要額を見込みます。

以上の考え方にに基づき、令和９年度の予算編成を行います。

令和8年10月2日庁議資料

令和9年度 水道事業会計 予算編成方針

我孫子市水道局

はじめに

我孫子市水道局は、昭和 43 年に水道水の供給を開始しました。当初は水需要の急増に対処するため、水道施設の新設を行う拡張事業に取り組んできました。近年では人口減少などの社会情勢の変化に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化への対応が求められるようになり、水道施設の更新を目的とした改良事業を中心に事業を推進しています。

国は、水道事業の基盤強化を図るため、平成 30 年に水道法の大幅な改正を行いました。この動きを踏まえ、平成 30 年度末に新たな水道事業の中長期的なビジョンとして我孫子市水道事業ビジョン（以下、「水道事業ビジョン」という。）を策定し、あわせて、我孫子市水道事業基本計画（以下、「基本計画」という。）及び我孫子市水道事業経営戦略（以下、「経営戦略」という。）を策定し、令和元年度から令和 10 年度までの水道事業経営の方針と施策、事業計画を具体的に示しました。

また、令和 8 年 4 月からの水道料金改定に伴い、令和 6 年度に見直しを行った基本計画及び経営戦略に沿った水道事業の運営を令和 10 年度まで展開できる運びとなりました。

1. 令和 7 年度決算の概況及び令和 8 年度上半期の経営概況と今後の見通し

①令和 7 年度決算の概況

令和 7 年度の水道事業会計の決算額（税抜）は、水道事業収益が 25 億 7,103 万 2,166 円（前年度比 0.5%増）に対し、水道事業費用が 24 億 7,407 万 1,396 円（前年度比 4.0%増）となり、水道事業全体の収支では 9,696 万 770 円の当年度純利益を計上しました。

営業収益は増加しましたが、人件費の上昇や物価の高騰などにより、営業費用も増加したことで、水道事業の営業収支は 15 年連続でマイナス（営業損失）となり、営業収支の損失を営業外収益で賄う厳しい経営状況となっています。

②令和8年度上半期（4月～8月）の経営概況

令和8年度上半期（4月～8月）の給水量累計は513万511立方メートルでした。前年同時期（令和7年4月～8月）と比べると10万8,416立方メートル（率にして2.1%）減少しています。

水道事業収益は、令和8年度上半期累計で14億2,931万7,395円となり、前年同時期に比べ3億7,517万9,764円（率にして35.6%）増加しました。

また、水道事業費用では、令和8年度上半期累計で6億4,302万7,316円となり、前年同時期と比べ473万3,484円（率にして0.7%）減少しました。

③今後の見通しについて

給水量は、新型コロナウイルス感染症拡大以前の令和元年度の水準に戻っており、また、人口減少や節水型機器の普及などにより、下半期においても減少する見込みです。

水道事業収益は、令和8年4月から料金を改定したこともあり、前年より経営状況の改善が見込まれますが、令和8年10月から4か月間の基本料金の減免を実施することから、当初の見込みよりは、若干の落ち込みが生じます。

今後、人口減少等により水道料金の減収が進む一方で、近年激甚化・頻発化する災害への対応、水道施設の老朽化に伴う更新需要の増大による費用増が見込まれます。組織力の向上や業務効率化などの経営基盤強化のための取組をはじめ、コスト縮減策や施設投資についても見直しを図っていますが、北千葉広域水道企業団の受水費の値上げも想定されることから、適正な水道料金について、注視していく必要があります。

2. 令和9年度予算編成方針

令和9年度も令和8年度に引き続き、見直し後の基本計画に沿った事業展開を基本に据え、予算編成についてもこれに留意して進めます。また、水道料金が令和8年4月から改定されたことから、令和10年度までの財政見通しについては、特に注視していきます。

令和9年度に予定している主な取り組みは次のとおりです。

まず、浄水場や水道管路の整備事業では、計画した工事等について最大限、経済合理性を確保しながら執行していきます。改良事業にかかる資金の一部は、企業債の借入及び国庫補助金の活用により賄う予定ですが、当該事業における適債性の判断等を十分に協議・検討のほか、資金残高とのバランスも考慮したうえで、所要の費用を見込むこととします。

このほか、水質事故や頻発する大規模災害等に即応できるようにするため、水道局の危機管理体制を強化します。

また、各業務においては必要性や実施手法を再点検し、費用対効果を検討したうえで所要額を積算します。

さらに、令和 9 年度においては、漏水箇所の早期修繕、老朽管の更新工事により漏水リスクの低減を図り、有収率の向上に寄与するとともに、経営の根幹である料金収入の確保と水道利用者の負担の公平性の観点から、料金徴収率の向上に努めます。

【令和 9 年度の主な取り組み】

水道事業ビジョンに掲げた、3つの基本目標及び6つの基本方針に基づき、令和 9 年度は次の取り組みを実施します。

I. 安全

良質な水道の維持

水源から蛇口に至るまでの総合的な水質管理を行うため、「我孫子市水道事業水安全計画」の活用や、「我孫子市水道局水質検査計画」に基づく水質検査を実施します。

また、自己水源（深井戸）の計画的な機能保全を図るため、「取水井維持活用方針」に基づき、2ヶ所の井戸について浚渫工事を実施します。

II. 強靱

施設強靱性の維持

令和 9 年度における浄水場整備では、令和 8 年度からの継続事業としている「湖北台浄水場電気・計装更新工事」を完了させます。また、「妻子原浄水場管理棟トイレ等改修工事」を実施します。令和 9 年度から令和 10 年度までの継続事業として「久寺家浄水場非常用発電機更新工事」及び「連続自動水質監視装置更新工事」を実施します。

水道管路整備では、経年配水管路及び基幹管路の耐震化を図るため、総延長約 5 kmの布設替え工事を行い、激甚化・頻発化する災害や老朽化に伴う事故を防ぐ「強靱化」を進めます。

災害対応の強化

災害時に対応するため、県内水道事業体間における各種情報伝達訓練に参画するほか、市の総合防災訓練等では市民と連携した応急給水訓練を行います。また、災害や水質事故等に即応する危機管理体制強化のため、妻子原浄水場のバルブ操作訓練施設で事故対応訓練を行うほか、災害時に必要な機材の整備も進めます。

引き続き災害対応後においては課題の検証や対策を整理し職員で情報を共有し、

災害時における初動対応の迅速化に努めます。

Ⅲ. 持続

事業継続性の確保

水資源の適正運用に向けて、北千葉広域水道企業団からの受水と自己水源（深井戸）の運用コストや災害時等の対応を踏まえた、取・受水管理を引き続き行います。

業務効率化方策では、「浄水場設備運転及び維持管理業務等包括委託」及び「料金・給水・会計業務等包括委託」など官民連携の推進により、引き続きお客様サービス向上と業務効率化に努めます。

また、職責に応じ必要な研修に積極的に参加することで技術力向上を図るとともに、職員一人一人自らが果たすべき職責、市民目線、水道事業を取り巻く状況を十分に理解し、自覚と責任をもって事務を遂行するため、水道実務を担う人材の育成を行います。

財政健全性の確保

水需要や給水収益の減少に対応するため、業務の効率化を進めます。

インフラ整備や災害対応強化のために令和6年度から水道事業が国土交通省に移管されたことも踏まえ、引き続き国庫補助対象事業の要件について注視し、財源として積極的に活用できるよう情報収集を行います。

また、将来にわたり長期間使用する水道施設の整備に要する費用は、世代間で負担を平準化するために、資金残高に留意しながら企業債を活用します。

将来につなげる新施策の考察

SDGs（持続可能な開発目標）17の目標のうち、主に「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」をターゲットとして、安定的に水道水を供給できるよう災害時における応急給水体制の充実を図ります。さらに、総合的な取り組みとして、電力や紙資源の低減策を継続し、SDGsの達成に向けて事業を遂行します。

また、革新的な技術の実証に向けて、国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）と協定を締結しています。これは、「道路を掘らずに水道管の腐食進行度や劣化状況を推定する技術」の有用性を検証するため、実証実験フィールドを提供するものです。令和9年度に発注予定の水道管布設替え工事を対象に産総研と調整しており、本技術の実現により、道路掘削が不要で水道管の劣化状況を判断できるため、更新の優先順位を明確化し一層効率的な更新工事が可能となります。